(国土交通省自動車局技術・環境政策課)

項	 目 名	先進安全技術を搭載したトラ	ラック・バス車両に係る	特例措置の拡充	
				13,000 - 3,000	
税 ————	日	自動車重量税			
	トラ ことか 化・義 先進	の概要】 ック及びバスについては、事 ら、ドライバーの安全運転を 務化を順次進めているところ。 安全技術を有する装置の義務 通事故の防止及び被害軽減を	支援する先進安全技術を ・ 化前から、早期普及をf	を有する装置の基準 足進することによっ	
要	いう大	きな目標につながることから する自動車重量税を軽減する。	、先進安全技術を搭載「	したトラック及びバ	
望	先進:	の内容】 安全技術を備えるトラック及 とおり拡充する。	びバスに対する自動車	重量税の特例措置を	
Ø		例措置の拡充(初回分の自動車 〔令和5年5月 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者 ・車両総重量3.5トン超のトー	1日〜令和8年4月 30 者検知機能付き)を備え		
内		+ INN 主			
容	租税	【関係条文】 租税特別措置法第 90 条の 14 租税特別措置法施行規則第 40 条の 7			
			平年度の減収見込額	▲9 百万円	
			(制度自体の減収額)	(百万円)	
			(改正増減収額)	(百万円)	
新	(1) 政策	 策目的			
設 •	(:	通事故による 24 時間以内死者 令和3年)にのぼり、交通事 ため、政府をあげて交通安全の	故情勢は依然として厳り	しい状況にある。こ	
拡 充 又	令 令	体的には、第 11 次交通安全基 和 7 年までに交通事故による。 全な道路交通の実現を目指する	24 時間以内死者数を 2,	000 人以下、世界一	
は	援-	通事故をこれまで以上に削減 する先進安全技術を搭載した ラック及びバス等の大型車両	自動車の普及が不可欠っ	である。とりわけ、	
延	ア-	ーバス事故(平成24年4月)	や北陸自動車道におけ	る高速バス事故(平	
長 を	れ	26年3月)、さらには軽井沢 るように、事故発生時の被害。	が大きくなるおそれがみ	高いことから、先進	
必必	安:	全技術を有する装置の基準化 が、これとあわせて、装置義	義務化を優先的に進める	めているところであ	
要	1	と等により、その普及を促進す	する必要がある。		
٤	(0)				
す		策の必要性 進史会共復は東井陸は熱思が	ਰਨੈਮੈਨਨ ਥ਼∞ ੈੈ	ᄱᇄᄀᆠᄼᇬᆔᄜ	
る	要	進安全技術は事故防止効果が するため、義務化までに一定	のリードタイムを設け	ける必要がある。ま	
理	た. 進 [:]	、価格が高額であるため車両 安全技術を有する装置の義務	購入者の負担が大きくフ 付けまでの間、税制上の	なる。このため、先│ の特例措置を講ずる│	
曲		と等により、その普及を促進す		- 1.101111 E C III / U	

・平成24年度より「衝突被害軽減ブレーキ(対車両)」を備える車両総重量8トン超のトラック及び車両総重量13トン超のトラクタに、平成25年度より同じく「衝突被害軽減ブレーキ(対車両)」を備える車両総重量5トン超のバスに対して税制上の特例措置を開始。平成27年度より対象車両を 車両総重量 3.5 トン超8トン以下のトラック及び車両総重量5トン以下の バスにも対象車両を拡大するとともに、「車両安定制御装置」を対象装置 に加えた。 ・また、平成 29 年度より「車線逸脱警報装置」を備える車両総重量 12 トン 超のバスに対して税制上の特例措置を開始。平成 30 年度より対象車両を車 両総重量 22 トン以下のトラック及び 12 トン以下のバスにも拡大を図っ た。 ・さらに令和3年度より「側方衝突警報装置」を備える車両総重8トン超の トラックに対して税制上の特例措置を開始。 ・以上の税制上の特例措置を講じることにより、当該装置の普及に極めて大 きな効果をあげている。 政策体系 政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全 における の確保 政策目的の ・政策目標 17 自動車の安全性を高める 位置付け 今 回 政策の 令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下 の (第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)) 達成目標 要 合 租税特別措 望 令和5年5月1日~令和8年4月30日 置の適用又 玾 は延長期間 租 性 同上の期間 ・令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下(再掲) 税 中の達成 特 目 標 別 令和3年の交通事故死者数(警察庁交通局資料より※) 2,636 人(24 時間以内) 3,205 人(30 日以内) 措 政策目標の 置 達成状況 ※「交通事故死者数について」「30日以内交通事故死者の状 況について」 1 望 要 ഗ 令和5年度:拡充分445台(メーカーヒアリングによる) 関 措 置 ഗ 適用見込み 連 す ・衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)搭載により、 有 る トラック及びバスの安全性の飛躍的な向上が期待される一 方、装置価格が高額であるため、その普及が課題。 効 要望の措置 事 の効果見込 性 ・要望の特例装置は、義務付け前に先進安全技術を搭載した車 項 要望の特別表置は、表場内が前に九延女主技術を指載した早 両を購入する利用者の費用負担を広く一律に軽減するととも に、市場における装置搭載車の価格競争力強化に資するもの であり、もって、これら先進安全技術の早期普及の促進を期 待できることから、要望措置は有効である。 み(手段とし ての有効性)

	1		
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	先進安全技術に係る自動車税の環境性能割の特例措置:側方 衝突警報装置又は衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)装着により取得価額から 175 万円控除、2装置装着により 350万円控除
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	自動車運送事業者の安全総合対策事業 (先進安全自動車 (ASV)の導入支援):事項要求を行うため、要求額は予算編成 過程で検討(令和5年度要求)
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を進めるとともに、当該義務付けまでの間、要望措置と上記の予算措置を合わせて講じることにより、先進安全技術の搭載車を購入する利用者の費用負担を軽減し、先進安全技術の早期普及を図る。
		要望の措置 の 妥 当 性	ASV 装置の搭載の義務付けに先立ち、補助金及び税制上の特例 措置を講じることにより、高価なため運送事業者にとって導入 が困難な ASV 装置を搭載した車両の早期導入を促進してきたと ころ。補助金だけでなく、予算の制約等のない税制上の特例措 置を合わせて講じることにより、運送事業者に対して、より大 きなインセンティブ効果を期待できることから、妥当性を有す る。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	令和元年度:トラック 28,766 台(476 百万円) バス 10,964 台(97 百万円) 令和2年度:トラック 15,215 台(242 百万円) バス 8,216 台(57 百万円) 令和3年度:トラック 9,128 台(148 百万円) バス 4,647 台(46 百万円)
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	_
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	当該措置を開始した平成 24 年 (バスは平成 25 年) 以降、ASV 装置の搭載率は着実に上昇。これら ASV 装置の普及の寄与もあり、この期間における交通事故死亡者数・負傷者数は連続して減少しており、措置の有効性が確認できる。 〇新車販売台数に占める ASV 装置搭載車の割合* ・トラック 年度 R1 R2 R3
メリスの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	ル民こ号車に		装 (対車両)第2.7% (対車両)97.3% 97.3%98.6% 98.6%車線逸脱警報装置 車両安定制御装置73.6% 80.6%81.6% 86.6%91.2%
3	5		・バス
事			年度 R1 R2 R3 衝突被害軽減ブレーキ 77.6% 90.0% 100.0%
¹ j	貝		装 (対車両)
			置
			※メーカーヒアリングによる

	○交通事故死者数・負傷者数(実績) (単位:人) 年度 R1 R2 R3 死者数 24 時間以内 3, 215 2, 839 2, 636 30 日以内 3, 920 3, 416 3, 205 負傷者数 461, 775 369, 476 362, 131 【出展】: 「交通事故死者数について」「3 0 日以内交通事故死者の状況について」警察庁交通局資料)より
前回要望時 の達成目標	令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	交通事故死者数は年々減少しており、令和3年の24時間以内 死者数は2,636人で過去最少となった。しかしながら、令和7 年までに24時間以内死者数を2,000人以下とするためには、先 進安全技術の一層の普及促進が不可欠。
これまでの 要 望 経 緯	平成 24 年度 創設 平成 25 年度 拡充(対象にバスを追加) 平成 27 年度 拡充及び延長(車両安定制御装置を追加) 平成 29 年度 拡充及び延長(車線逸脱警報装置を追加(12 トン超のバス)) 平成 30 年度 拡充及び延長(車線逸脱警報装置を追加(12 トン超のバスを除く)) 令和元年度 延長 令和3年度 拡充及び延長(側方衝突警報装置を追加(8 トン超のトラック及びトラクタ))